ハラスメントの再発防止対策について

令和5年4月 江差高等看護学院長

本学院は、「道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会調査書 (R3.10)」を踏まえ、次のとおり、ハラスメントの再発防止に向けて学院内での取り組みを推進しています。

学生の皆さんが安心して看護を学べる学習環境を整えます。

- 教員と学生・保護者間での情報共有やガイダンス機能を充実させ、信頼関係の回復に努めます。
- 学生の可能性を信じ、学生から信頼される看護教員を育成します。
- 外部に開かれた学校運営を行います。

1 学生・保護者との情報共有、ガイダンス機能の充実

- ・学生面談の体制を強化するとともに、保護者との情報共有に努めます。
- ・学則等の見直しを行うなど、修学上のルールの明確化と丁寧な周知に取り組みます。

2 相談窓口の強化

- ・ハラスメント相談員を学内・学外に設置し、掲示版等で周知します。
- ・目安箱を設置し、学生の要望や不満、苦情等の意見を積極的に聞きます。
- ・スクールカウンセラー、メンタルヘルススーパーバイザーを配置し相談に対応します。

3 江差高等看護学院通信の発行

- ・地域に開かれた学院運営を目指し、年4回、通信を発行します。
- ・内容は学院や各学年の近況などとし、学生・保護者、地域の関係機関に配布します。

4 教員研修の実施

・ハラスメントや教育方法に関する研修を学内・学外で実施します。

5 学校評価と地域との連携強化

- ・学校評価に関する規程に基づき、自らの教育活動や学院運営を自己評価します。
- ・教育活動の実際を積極的に発信し、地域のステークホルダーと学院との連携及び協力による特色ある学院づくりを進めます。

6 その他

・被害に遭われた学生の皆様への謝罪、救済措置については道本庁を中心に進めてまいります。